

【国際研修・共同研究】

平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）

国際協力部教官

小島 麻友子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所（以下、「法務総合研究所」という。）は、平成30年8月19日から同月25日までの間（移動日を含む）、モンゴル国（以下、「モンゴル」という。）の法務・内務省司法政策局長である Sainzorig Purevjav 氏ら10名（以下、「研究員」という。）¹を日本に招へいし、国際法務総合センター及び法務省赤れんが棟において、商取引法に関する共同研究を実施した。

本稿では、本共同研究を実施した経緯や共同研究の概要を御紹介したい。

第2 共同研究を実施した経緯

モンゴルにおいては、民法及び会社法は制定されているものの、日本の商法に該当する法律は存在せず、商取引に関する行為は、主として民法に規定されている。

しかし、それらの規定は十分ではなく、例えば、それらの商取引の規定の適用を受ける主体が不明確であるために、その適用に際して問題が生じており、モンゴルでは、それらの規定を整備するために民法を改正するか、あるいは、新たに商法を制定するかが議論されている。

今回、法務総合研究所は、モンゴルの法務・内務省から、その法整備に当たり、支援の要請を受け、本共同研究を実施した。

第3 共同研究において実施した講義及び発表²

1 講義

本共同研究では、大学教授や弁護士などの先生に講義を依頼し、日本の商法に関しては、「日本の商行為法について」、「日本における商法の地位とその概要」及び「日本の商法の歴史とその行方」の三講義を実施した。

また、日本の民法と他の法律の関係を紹介する観点から、「日本国内及び日本とモンゴル国における商取引に関連する独占禁止法等の問題点」及び「消費者保護法—民法や商法等その他の法律と異なる特徴」の二講義を実施した。

さらに、日本以外の商取引に関する法律等に焦点を当て、それらの法律等との比較において日本の商法を考察する観点から、「国際商取引法とその観点から見た日本の商法等」及び「米国統一商事法典（UCC）について」の二講義を実施した。

¹ 研究員は、「平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）」のとおり。

² 日程は、「モンゴル国共同研究日程表」のとおり。

2 発表

研究員からは、モンゴル民法やその問題点などについて発表がなされた。

第4 講義の概要

1 日本の商法に関する講義

(1) 「日本の商行為法について」

この講義では、商行為法の意義や日本の商法に規定されている商行為の種類などについて説明をいただき、事前に研究員から特に詳しく説明してほしい旨の要望があった「売買」に関する規定を中心に講義をいただいた。

講師の先生から商事に関する法の適用順位に関して説明がなされたのに関連し、研究員からは、モンゴルは、市場経済に移行してからの期間が短いため、商慣習はあまりない旨の紹介がなされるなどした。

(2) 「日本における商法の地位とその概要」

この講義では、主に民法との対比において商法が有する特色、商法の法源の適用順序を巡る議論のほか、事前に研究員から講義に盛り込んでほしいとの要望があった典型契約、無名契約及び混合契約の規定の在り方などに関して講義をいただいた。

研究員からは、法律に定められた典型契約のほかに、時代の変化に伴い新たな契約類型が発生した場合に、法律を改正して新たな典型契約を規定することに関する質問や、商人の登記事項に関する質問、登記されていない商人を商人と認定する場合の方法などについて質問がなされた。

(3) 「日本の商法の歴史とその行方」

この講義では、商法制定時からの商法の変革の歴史や商法の現状について、日本国内の商取引に関する他の法律の説明を交えながら説明いただき、さらには、ドイツ、フランス、スイス等の商法の動向や今後の日本の商法の行方などについて講義をいただいた。

研究員からは、交互計算や匿名組合に関する質問、日本の商法上の商人とそれらの商人に課される税金の種類に関する質問、事業者概念に関する質問など多岐にわたる質問がなされた。

2 「日本国内及び日本とモンゴル国における商取引に関連する独占禁止法等の問題点」

この講義では、リバースエンジニアリング禁止特約付き売買契約が締結された場合の仮定事例をとおして、独占禁止法の目的や特徴などが説明されたほか、典型契約、無名契約及び混合契約などに関して講義をいただいた。

研究員からは、モンゴル国内の法律の下で、リバースエンジニアリング禁止特約の有効性等をどのように考えるかなどに関して、積極的に意見が出され、議論がなされた。

3 「消費者保護法—民法や商法等その他の法律と異なる特徴」

この講義では、消費者を保護する民事ルール、行政ルール及び刑事ルールの特徴や

消費者契約法と民法、商法及び特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）等との関係、消費者契約法において契約の取消しや契約書等で定められた条項が不当として無効とされる場合の概要、特定商取引法における消費者保護の概要、消費者団体訴訟制度の概要等について講義をいただいた。

研究員からは、クラスアクションと消費者団体訴訟制度の違い等に関して質問がなされた。

4 「国際商取引法とその観点から見た日本の商法等」

この講義では、商取引に関する国際的ルールや日本の商法の特色、国内の商取引に関するルールと国際的なルールとの関係、商取引に関する国内法規を整備する際に注意すべき視点、日本の商法の課題などについて講義をいただいた。

研究員は、商人資格と商業登記制度を結びつける考え方に関心を抱き、講師の先生に対し、仮に、商人であることを登記する法制度が採られた場合に、商人に登記を促すにはどのような方法があるかなどについて質問する場面もあった。

5 「米国統一商事法典（UCC）について」

この講義では、米国統一商事法典（UCC）各編、特に第2編に規定されている売買と第9編に規定されている担保取引の規定の概要、UCCの沿革と米国の諸法制度との関係及びUCCにおける「商人」と「消費者」の扱い、商取引に関する法律を作る場合にUCCから得られる示唆について講義をいただいた。

研究員からは、UCCの売買規定における消費者概念に関してより詳細に知りたいなど、消費者概念に関する質問が多くなされた。

第5 研究員の発表

1 モンゴル民法の歴史と発展について

Sukhbaatar 先生から、社会の変化に伴い、モンゴル民法がどのように改正されてきたかなどについて説明をいただいた。

概要は次のとおりであった。

- (1) 13世紀、チンギス・ハーンの時代には、「イフ・ザサック」という慣習法があり、この法には、憲法、民法、刑法などが含まれていた³。

モンゴルでは、この慣習法は、1900年頃まで適用されていた。

- (2) 1921年の革命後に憲法が制定され、1926年には、民法が制定された。

この民法は、ソビエト連邦の民法の影響を受けて制定された。

これ以降に改正された1952年民法、1963年民法は、いずれも社会主義的な民法であった。

³ チンギス・ハーンは、遊牧民の慣習法を法制化して、事実上、モンゴル慣習法の集大成となる「イフ・ザサック（基本法）」という勅令を作ったが、これは、憲法、ハーン国に関する法律、軍事に関する法律、民法、刑法などから構成されていた（「モンゴルの過去と現在上巻」T. ナムジム著、村井宗行訳149ないし150頁参照）。

1952年民法は、1949年にロシア語で民法改正草案が作成された後に、モンゴル語で改正されたものであるが、モンゴルにおいて初めて著作権を規定した法律であった。

- (3) 1934年には、商法典が制定されたが、この商法典は、それまで宗教機関が商取引を行うことが一般的であったモンゴルにおいて、それを禁止した。
- (4) ソビエト連邦での改革の影響を受け、1990年、モンゴル民法の改正が行われ、この民法には、公の財産のほか個人財産が規定された。また、賃貸借に関する規定が盛り込まれた。
- (5) 1990年以降に改正された1994年民法及び2002年民法は、自由主義に基づいた民法であった。
- (6) 2002年の改正は、主にドイツを参考にしつつ、ロシア、日本、カリフォルニア州の民法も比較研究して行われた。

この民法で重視された点は、世界の経済社会状況に対応するグローバル化された民法典を制定すること、私法上の主体の権利義務の平等性を保つこと、財産に対する権利義務を明確にすること、他の法律と重なる部分は削除すること、民法の総則と各論の整合性をとること、私法上の主体に対して必要な救済を与えることなどであった。

- (7) その後もいくつかの改正があり、例えば、電子化に対応する規定を設けるなどした⁴。



【研究員発表の様子】

2 モンゴル民法とその他の民事法

Purevbaatar 先生から、モンゴル民法の特色や、2003年の消費者の権利保護に関する法律の概要や問題点について説明がなされた。

概要は次のとおりであった。

⁴ 例えば、モンゴル民法第42条は、電子媒体を用いて行う法律行為を規定している。

(1) モンゴルでは、社会主義時代においては、民法の規定が他の民事法の規定に優先するというルールが働いていた。

しかし、現在では、民法は、私法の一般法と考えられており、また、特別法は一般法に優先すると考えられている。

(2) 民法の特別法として位置付けられる主な法律としては、家族法、土地法、不動産担保に関する法律、動産担保と無体財産権担保に関する法律、会社法、組合に関する法律、倒産法、保険法、消費者の権利保護に関する法律、ファイナンスリースに関する法律、著作権とそれに関係するその他の権利に関する法律が挙げられる。

(3) モンゴルでは、民事訴訟法、裁判所判決執行法、調停に関する法律、仲裁に関する法律があるが、民事保全に関する法律はない。

民事保全に関する規定は、裁判所判決執行法内や実体法内に規定されている。

(4) モンゴルでは、2003年に消費者の権利保護に関する法律が制定された。

この法律においては、第11条第2項で消費者と締結した契約が無効となる場合が定められているが、これ以外には、消費者契約に関する規定は定められていない。

また、モンゴルにおいては、消費者代表訴訟等の制度もなく、消費者の権利保護が不十分である。

(5) モンゴルでは、2015年に動産担保と無体財産権担保に関する法律が制定されたが、この法律を制定する際に、米国統一商事法典（UCC）を参考にしたと言われている。

3 モンゴル民法上の契約総則・売買契約について

Norovsambuу先生から、モンゴル民法に規定されている商行為に関する規定と日本の民法及び商法の規定との類似点について指摘がなされた。

また、モンゴル民法で定められている典型契約につき、移転型（売買等）、利用型（賃貸借等）、役務型（請負等）、金融型（保険等）、その他の特殊な契約（組合等）の5つに分類して紹介がなされた。

4 モンゴルにおける法人に関する規定について

Enkhzul先生より、モンゴルにおいて登記されている事業の数や現行モンゴル民法に定められている権利義務の主体、モンゴル民法の法人に関する規定の歴史などについて説明がなされた。

モンゴル民法と関連する説明の概要は、次のとおりであった。

(1) 1926年民法においては、権利義務主体として、個人と共同組合が規定されていた。

当時社会主義を採用していたモンゴルにおいては、私法上の契約は、締結されていなかったが、遊牧民の文化を有する人々は、共同して組合をつくり社会生活に積極的に参加していたため、共同組合の規定が定められていた。

(2) 1952年民法においては、モンゴルで初めて「法人」という概念が規定され、個人とともに、権利義務の主体とされた。

(3) その後、2002年民法が制定されるまでは、私法上の権利義務主体は、個人と法人だけであった。

(4) 2002年民法においては、法人格のない団体について規定されたが⁵、どのような権利義務を有するかという点については、具体的に規定されなかった。

5 モンゴル民法の課題について

Amarsanaa 先生からは、モンゴルで1934年に定められた商法典は、国家機関が行う商行為について定めた商法典であり、モンゴルでは、私法上の商法典については、今までは経験がないことについて説明がなされたほか、モンゴル民法の課題などについて、主に、次の内容が発表された。

(1) モンゴル民法の問題点について

モンゴル民法の問題点として、商取引法に関連する条文があるものの、その適用主体がはっきりしておらず、不明点が多いこと、取引の迅速性という考え方はあるものの、発展していないこと、事業者の責任に関する規定の整備が不十分であることなどが指摘された。

(2) 商法等の研究や出版について

モンゴルで商取引法典を制定する必要があるか否かを検討するため、他国の民法や商法の研究を進めており、有志によりドイツ、日本、フランス、ロシアの商取引法典を研究した本が出版される予定であることや、他国の民法及び商法に関するデータベースを作成していることなどが発表された。

(3) 商取引法の講義の新設について

これまでモンゴル国立大学法学部では、商取引法の授業がなかったところ、2018年9月の新学期より、商取引法に関する3つの授業を導入することなどが発表された。

第6 おわりに

本共同研究最後に行われた意見交換の場では、本共同研究の内容も踏まえ、モンゴル民法を改正する立場や新たに商法を制定する立場から、色々な意見交換がなされた。モンゴルにおいて立法方針が決まっていない中での意見交換であったため、ここではその紹介を控えるが、研究員からは、本共同研究が、今後の民法を改正するかそれとも商法を制定するかなどの議論に役立つものであったなどの感想をいただいた。

本稿では、講義及び発表の概要のみの紹介となり、詳細に紹介できないのは、残念であるが、研究員の帰国後の議論に役立っていることを願いたい。

最後に、本共同研究に御協力をいただいた講師の先生を始め、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

⁵ モンゴル民法第7条第1項には、「民事関係の主体は、人、法人、法人格のない団体である。」旨規定されている。

平成30年度モンゴル国共同研究(商取引法関連)

1	サインゾリグ・プレブジャブ	
	Mr.	Sainzorig Purevjav
	法務・内務省司法政策局長	
2	ツオルモン・ドルジデレム	
	Ms.	Tsolmon Dorjderem
	法務・内務省司法政策局法務専門官	
3	ビャンバー・ルブサンドルジ	
	Ms.	Byambaa Luvsandorj
	モンゴル国立仲裁裁判所仲裁人, Consent法律事務所パートナー	
4	ゾルザヤ・エネビシ	
	Ms.	Zolzaya Enebish
	法曹協会懲戒委員会委員長, 首都裁判所判事	
5	バヤルマー・ニヤムドー	
	Ms.	Bayarmaa Nyamdoo
	チンゲルテイ区民事裁判所判事	
6	アマルサナー・バトボルド	
	Mr.	Amarsanaa Batbold
	モンゴル国立大学法学部教授, 私法学部長	
7	エンフゾル・ダグバドルジ	
	Ms.	Enkhzul Dagvadorj
	モンゴル国立大学法学部上席講師	
8	スフバートル・ザグドスレン	
	Mr.	Sukhbaatar Zagdsuren
	Mongol Advocate法律事務所パートナー	
9	プレブバートル・レンバー	
	Mr.	Purevbaatar Renbaa
	モンゴル国立大学法学部, 私法学部講師	
10	ノロブサンボー・ニヤムスレン	
	Mr.	Norovsambuu Nyamsuren
	モンゴル国立大学法学部, 私法学部講師	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 小島麻友子(KOJIMA Mayuko), Professor 福岡文恵(FUKUOKA Fumie)

国際協力専門官 / Administrative Officer 松波宏幸(MATSUNAMI Hiroyuki)

モンゴル国共同研究 日程表

[主任教官:福岡・小島, 担当専門官:松波]

法務総合研究所国際協力部

月日	曜	休休み	備考	場所
8 / 19	日			
8 / 20	月	10:00～ 日本の商行為法について 大阪府立大学大学院経済学研究科 准教授 古川朋雄先生 12:00 12:15～ 所長主催 意見交換会 写真撮影 法務省赤れんが棟 共用会議室 14:00～ オリエン テーション 14:30～ 国際商取引とその観点からみた日本の商法等 上智大学法科大学院 教授 森下哲朗先生 17:00 法務省赤れんが棟 共用会議室		霞ヶ関
8 / 21	火	10:00～ モンゴル民法の問題点及び モンゴルにおける商行為等の現状について① モンゴル研究員 12:30 セミナー室2 14:00～ モンゴル民法の問題点及び モンゴルにおける商行為等の現状について② モンゴル研究員 17:00 セミナー室2		昭島
8 / 22	水	10:00～ 日本国内及び日本とモンゴル間における 商取引に関連する独占禁止法等の問題点 原口総合法律事務所 弁護士 原口薫先生 12:30 セミナー室2 14:00～ 日本における商法の地位とその概要 九州大学大学院法学研究院教授 筑波大学大学院客員教授 徳本穰先生 17:00 セミナー室2		昭島
8 / 23	木	10:00～ 米国統一商事法典(UCC)について 西村あさひ法律事務所 弁護士 小野保先生 12:30 法務省赤れんが棟 共用会議室 14:00～ 消費者保護法—民法や商法等その他の法律と異なる特徴 森・濱田松本法律事務所 弁護士 松田知丈先生 17:00 法務省赤れんが棟 共用会議室		霞ヶ関
8 / 24	金	10:00～ 日本の商法の歴史とその行方 同志社大学大学院司法研究科教授 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科名誉教授 山下友信先生 12:30 15:30 15:40～ 意見交換 17:00 セミナー室2		昭島
8 / 25	土			